

証券コード 1975
平成20年6月11日

株 主 各 位

東京都港区浜松町一丁目25番7号

株式会社朝日工業社

代表取締役社長 高 須 康 有

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年6月26日（木曜日）午後5時20分までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区東新橋一丁目6番3号
ロイヤルパーク汐留タワー 25階宴会場
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図
をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第79期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第79期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役12名選任の件
- 第4号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案** 役員賞与支給の件
- 第6号議案** 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入、および、当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する権限を取締役に委任する件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.asahikogyosha.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済を顧みますと、前年に引き続き企業業績は好調で、設備投資も底堅く、総じて景気は拡大基調で推移しましたが、年度後半にかけて、米国のサブプライムローン問題に端を発した金融市場の混乱や原油・原材料の高騰、円高、株安による企業マインドの悪化などの影響により、減速感が強くなってきました。

当社グループの関連事業の環境は、設備工事事業につきましては、公共投資の減少は続いておりますが、民間部門の建設投資は堅調に推移しました。一方、精密環境制御機器の製造販売事業につきましては、半導体製造装置向けの需要は引き続き好調に推移しましたが、液晶製造装置向けの需要につきましては、液晶パネル製造メーカーの設備投資一巡による踊り場状況の下で、全体として厳しい受注環境に置かれました。

こうした経営環境の下で、当社グループは第12次中期経営計画の最終年度を迎えました。当年度の経営環境は前年に増して厳しいものでしたが、最終年度の数値目標の必達と今次計画の戦略的課題の仕上げにグループを挙げて取り組んでまいりました。その結果、売上高につきましてはほぼ最終年度目標を達成し、利益につきましては最終年度目標を大幅に上回る成績を上げ、計画期間を終了することができました。

次に当連結会計年度の経営成績についてご説明いたしますと、まず、連結受注高につきましては890億1千万円（前年比8.6%増加）となりました。事業別の内訳は、設備工事受注が811億9千6百万円（前年比14.1%増加）となりましたが、機器製品受注が78億1千3百万円（前年比27.8%減少）となりました。機器製品受注の減少は主として、液晶製造装置向けの減少の影響によるものです。連結売上高につきましては、完成工事高、製品売上高ともに前年度を下回りましたが、特に機器製品受注の減少の影響が大

大きく、全体では805億1千2百万円（前年比8.9%減少）となりました。事業別の内訳は、完成工事高が725億5千万円（前年比6.2%減少）、製品売上高が79億6千2百万円（前年比27.7%減少）です。

利益の面では、主として年度後半に完成した大型工事の採算の改善により、全体の売上総利益率は前年度を1.5ポイント上回り、その結果、売上高は減少したものの、売上総利益は80億7千万円で、前年度を5億8千7百万円上回りました。販売費及び一般管理費は、人件費は増加しましたが、製品売上高の減少に伴い、手数料や荷造運送費などの販売費が減少したため、全体では前年比4千4百万円の減少となり、売上総利益の増加と相まって、連結営業利益は26億6千6百万円（前年比31.0%増加）となりました。事業別の内訳は、設備工事事業が27億3千2百万円（前年比174.9%増加）で、機器製造販売事業が6千6百万円の赤字となりました。営業外収支は3千6百万円のプラスで、前年比若干の減少となりましたが、営業利益の増加により、連結経常利益は27億2百万円（前年比30.3%増加）となりました。

連結最終損益につきましては、千葉県内立地の工業団地「船橋ハイテクパーク」への機器事業部工場の移転新築に係る千葉県からの助成金5千3百万円、その他を合わせて6千万円の特別利益を計上しましたが、機器事業部旧八千代工場（賃借）の明け渡し、その他で固定資産処分損1億1千7百万円、投資有価証券評価損3千2百万円、その他を合わせて1億7千4百万円の特別損失を計上したため、特別収支は1億1千4百万円のマイナスとなりました。以上の結果、税金等を控除して連結当期純利益は10億4千7百万円（前年比12.6%増加）となりました。

◇企業集団の事業種目別の受注高および売上高

(単位：百万円)

事業区分		当期受注高	当期売上高	次期繰越高
設 工 事 事 業	空調工事	61,099	57,895	39,315
	衛生工事	20,097	14,654	17,852
	計	81,196	72,550	57,168
機器製造販売事業		7,813	7,962	2,272
合 計		89,010	80,512	59,440

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は12億6千2百万円であり、その主なものは前年度に着工した機器事業部新工場建設に係る当年度追加支出です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達について、特筆すべきものはありません。

(4) 対処すべき課題

上記のとおり、第12次中期経営計画（2005年4月～2008年3月）は、工事利益の回復、機器事業部の基盤整備など相応の成果を上げて、その計画期間を終了いたしました。これを受け、この度、第13次中期経営計画（2008年4月～2011年3月）を策定いたしました。

第13次中期経営計画は、第12次中期経営計画で掲げた「設備業界において大手専門業者に相応しい会社内容を目指す」、「先端分野への取組みを重視するとともに、派生する技術の応用による新分野に積極的に進出し、事業の拡大を目指す」という2つの『会社の方向性』を引き続き基盤に置き、下記のとおり、4つの重点課題を定めました。

- ①優良市場、成長分野への積極的な展開
- ②収益力、コスト競争力の強化
- ③人材の確保と育成
- ④C S R（企業の社会的責任）への取組み強化

今後、事業別、部門別に落とし込んだ具体的な施策を実行し、課題解決に向けた取組みを進めてまいり所存でございます。なお、中期経営計画の詳細につきましては、当社ホームページ (<http://www.asahikogyosha.co.jp>) をご参照ください。

株主の皆様におかれましては、今後とも特段のご指導、ご鞭撻を賜りましようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 76 期 (平成17年3月期)	第 77 期 (平成18年3月期)	第 78 期 (平成19年3月期)	第79期(当期) (平成20年3月期)
受 注 高	80,864	79,370	81,934	89,010
売 上 高	85,233	78,319	88,407	80,512
経 常 利 益	1,411	991	2,073	2,702
当 期 純 利 益	631	562	929	1,047
純 資 産	18,144	19,341	19,780	18,970
総 資 産	62,586	66,900	72,621	66,330
1株当たり当期純利益	18円80銭	16円97銭	28円20銭	31円77銭
1株当たり純資産	550円32銭	586円66銭	600円19銭	575円67銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、発行済株式の総数については自己株式を除いております。
2. 第78期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日) および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日) を適用しております。

(6) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

①設備工事事業

下記の環境整備に関する諸設備の設計・施工ならびに監理

- ◎空気調和・換気設備
- ◎給排水・衛生・消火設備
- ◎工場配管・乾燥・除塵設備
- ◎クリーンルーム設備

②機器製造販売事業

環境制御に関する装置の設計・製造ならびに販売

(7) 主要な営業所の状況（平成20年3月31日現在）

①当社

本 社	東京都港区浜松町1-25-7	横 浜 支 店	横浜市中区
本 店	東京都港区	名 古 屋 支 店	名古屋市中区
大 阪 支 社	大阪市淀川区	中 国 支 店	広島市南区
北 海 道 支 店	札幌市中央区	九 州 支 店	福岡市中央区
東 北 支 店	仙台市青葉区	機 器 事 業 部	千葉県船橋市
北 関 東 支 店	さいたま市大宮区	技 術 研 究 所	千葉県習志野市
東 関 東 支 店	千葉市中央区	営 業 所	全国33ヶ所

②子会社

北 海 道 ア サ ヒ 冷 熱 工 事 ㈱	札幌市中央区
旭 栄 興 産 ㈱	東京都港区
亞 太 朝 日 股 份 有 限 公 司	台北市

(8) 使用人の状況（平成20年3月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
897名	3名減

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
873名	2名減	43.9歳	19.1年

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
北海道アサヒ冷熱工事㈱	30百万円	100%	空調・給排水・衛生設備の施工・修理・保守監理
旭栄興産㈱	10百万円	100%	損害保険代理業
亞太朝日股份有限公司	15百万 NT\$	100%	クリーンルームの企画・設計・施工

(10) 主要な借入先（平成20年3月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	2,298
農林中央金庫	1,532
日本生命保険相互会社	916

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 78,198,000株
- (2) 発行済株式の総数 34,000,000株（普通株式）
- (3) 株主数 3,411名
- (4) 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
	千株	%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,635	4.80
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,567	4.60
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	1,441	4.24
農 林 中 央 金 庫	1,440	4.23
株 式 会 社 朝 日 工 業 社 従 業 員 持 株 会	1,383	4.07
朝 日 工 業 社 共 栄 会	1,362	4.00
朝 日 工 業 社 西 日 本 共 栄 会	1,257	3.69
高 須 佳 子	1,072	3.15
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,056	3.10
高 須 康 有	1,002	2.94

(注) 当社は、自己株式 1,046,009株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成20年3月31日現在）

氏名	地位	担当および他の法人等の代表状況
高 須 康 有	代表取締役社長	社長執行役員
石 田 耕 造	代表取締役副社長	副社長執行役員
服 部 恭 輔	代表取締役副社長	副社長執行役員 総務本部長
高 橋 俊 之	取締役	専務執行役員 社長室担当兼経営企画室長
松 本 陽 一	取締役	常務執行役員 機器事業部長
中 辻 圀 次	取締役	常務執行役員 営業本部長
山 本 忠 男	取締役	常務執行役員 技術本部長
海 野 清	取締役	常務執行役員 総務副本部長兼総務本部 財務部長
澤 田 章 夫	取締役	上席執行役員 首都圏本部長兼本店長
高 野 民 治	取締役	上席執行役員 営業副本部長兼営業本部 営業統括部担当
井 上 幸 彦	取締役	財団法人日本盲導犬協会理事長
柴 本 芳 郎	取締役	
清 水 健 輔	常任監査役	常勤
大 竹 雅 雄	常任監査役	常勤
片 本 皖 也	監査役	
牛 島 信	監査役	弁護士 牛島総合法律事務所シニア・パートナー

- (注) 1. 取締役井上幸彦、柴本芳郎の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大竹雅雄、片本皖也、牛島 信の各氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度に係る役員の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。
- ・監査役片本皖也氏は、京阪電気鉄道株式会社の監査役を兼務しております。
4. 当事業年度における取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- ・平成19年6月28日開催の第78回定時株主総会において山本忠男氏が取締役に、大竹雅雄氏が監査役にそれぞれ選任され就任いたしました。
 - ・取締役相蘇孝士および監査役柚木俊弘の両氏は、平成19年6月28日に退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	12名	230百万円
監 査 役	4名	46百万円
合 計 (うち社外役員)	16名 (5名)	277百万円 (38百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第77回定時株主総会において年額230百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成7年6月29日開催の第66回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 上記報酬等の額には、役員賞与引当金および役員退職慰労引当金の当事業年度発生額が含まれております。
5. 上記のほか、平成19年6月28日開催の第78回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名および退任監査役1名に退職慰労金を47百万円支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）および当社と当該他の会社との関係

該当事項はありません。

②他の会社の社外役員の兼任状況

- ・ 監査役片本皖也氏は、京福電気鉄道株式会社の社外監査役であります。
- ・ 監査役牛島 信氏は、日本生命保険相互会社およびエイベックス・グループ・ホールディングス株式会社の社外取締役であります。

③当事業年度における主な活動状況

当期中の社外役員の活動状況は以下のとおりであります。

- ・ 取締役井上幸彦、柴本芳郎の両氏は、当期中に開催された取締役会の全てに出席し、当社から独立した立場から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性に資する提言等を積極的に行っております。
- ・ 監査役大竹雅雄氏は、平成19年6月28日開催の第78回定時株主総会において監査役に選任された以後の当期中に開催された取締役会および監査役会の全てに出席し、他社における豊富な経験等に基づき、当社の経営の健全性に資する提言等を積極的に行っております。
- ・ 監査役片本皖也氏は、当期中に開催された取締役会および監査役会の約9割に出席し、他社における監査役としての豊富な経験等に基づき、当社の経営の健全性に資する提言等を積極的に行っております。
- ・ 監査役牛島 信氏は、当期中に開催された取締役会の全て、監査役会の約9割に出席し、弁護士としての豊富な経験および専門的見地から、当社の経営の健全性に資する提言等を積極的に行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、全ての社外役員との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称

九段監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27百万円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任または不再任の決定の方針

当社は、取締役会において、会計監査人の適格性、信頼性に問題があると判断した場合、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会に諮ってまいります。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(5) 業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

5. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月19日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について決定し、平成20年2月22日開催の取締役会において、その一部を見直しました。

現在の決定内容は、以下のとおりです。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 役職員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすために企業行動憲章および倫理・コンプライアンス規程を策定し、全役員に周知徹底させる。
- ・ 社長を委員長とするコンプライアンス委員会は、コンプライアンス経営の実践を監督、支援する。
- ・ 当社の業務執行ラインから独立した内部監査室が法令遵守状況を監査する。内部監査室による監査の結果は、定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。
- ・ 法令違反等に関する通報または相談の適正な処理の仕組みを定めた内部通報者規程に基づき不正行為等の早期発見と是正を図る。
- ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、弁護士や警察等と連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・ 文書管理規程を策定し、これに従い、取締役の行った職務執行または意思決定に関する文書（電磁的記録を含む。以下総称して「文書等」という。）を作成し、保存および管理をする。
- ・ 取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・ 経理規程や安全衛生管理規程の他、リスク管理規程を策定、整備し、リスク管理体制の構築および運用を行う。
- ・ 各部門においてリスクの洗い出しを行うとともに必要なリスク管理を実施する。また、当該部門の担当役員は実施したリスク管理の結果を取締役に報告する。
- ・ 内部監査室は各部門のリスク管理の状況を監査し、定期的にその結果を取締役会および監査役に報告する。
- ・ 取締役会は定期的にリスク管理体制の見直しを行う。
- ・ 当社の経営に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合の連絡経路および対処方法等に関する規程を策定し、その情報が迅速かつ確実に伝達される体制を整備する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 3ヶ年を期間とする中期経営計画と単年度単位の事業計画を策定し、計画的な経営を推進する。
- ・ 業務運営の円滑化を図るとともに、経営の効率化を実現するため取締役会規則および職務権限規程等を機動的に見直す。
- ・ 取締役会の構成を見直して意思決定の迅速化を図る。

⑤当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 当社グループ内で共通の企業行動憲章を定め、当社グループの全役職員が一体となって遵法精神を徹底する体制を整える。
- ・ 当社コンプライアンス委員会は、グループ横断的に職務を遂行する。
- ・ 当社の内部通報者規程をグループ会社に準用し、当社グループの全役職員を対象とした内部通報体制を整備する。
- ・ 当社内部監査室は、グループ企業に対する内部監査を実施する。
- ・ 財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持・向上を図るために必要な内部管理体制を継続的に整備し、運用する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき使用人として必要な人員を配置する。

- ⑦監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人は、取締役の指揮命令を受けないものとし、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒については、事前に監査役会の意見を徴しこれを尊重するものとする。
- ⑧取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、以下の事項の発生または発生を予見したときには監査役に当該事項を報告する。
イ．会社に著しい損害を及ぼす事項
ロ．取締役および使用人による不正行為、法令・定款違反行為
- ⑨その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・取締役および使用人の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
 - ・監査役会は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催するとともに内部監査室および会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	51,082	流動負債	42,535
現金預金	6,124	支払手形・工事未払金等	31,273
受取手形・完成工事未収入金等	31,348	短期借入金	4,004
未成工事支出金等	11,447	未払法人税等	361
繰延税金資産	644	未成工事受入金	5,076
その他	1,553	工事損失引当金	46
貸倒引当金	△35	完成工事補償引当金	33
		役員賞与引当金	42
固定資産	15,248	その他	1,697
有形固定資産	5,051	固定負債	4,825
建物・構築物	2,780	長期借入金	1,992
機械・運搬具・工具器具・備品	225	退職給付引当金	2,551
土地	2,044	役員退職慰労引当金	281
無形固定資産	351	負債合計	47,360
投資その他の資産	9,845	純資産の部	
投資有価証券	8,253	株主資本	17,810
繰延税金資産	334	資本金	3,857
その他	1,388	資本剰余金	3,721
貸倒引当金	△130	利益剰余金	10,604
資産合計	66,330	自己株式	△373
		評価・換算差額等	1,160
		その他有価証券 評価差額金	1,169
		為替換算調整勘定	△9
		純資産合計	18,970
		負債純資産合計	66,330

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	72,550	
製品売上高	7,962	80,512
売 上 原 価		
完成工事原価	65,100	
製品売上原価	7,342	72,442
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	7,449	
製品売上総利益	620	8,070
販売費及び一般管理費		5,403
営 業 利 益		2,666
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	177	
不動産賃貸料	20	
その他の	46	244
営 業 外 費 用		
支払利息	146	
その他の	61	208
経 常 利 益		2,702
特 別 利 益		
固定資産処分益	3	
投資有価証券売却益	3	
補助金収入	53	60
特 別 損 失		
固定資産処分損	117	
ゴルフ会員権等評価損	24	
投資有価証券評価損	32	174
税金等調整前当期純利益		2,588
法人税、住民税及び事業税		1,050
法人税等調整額		491
当 期 純 利 益		1,047

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成19年3月31日 残高	3,857	3,721	9,952	△371	17,159
当期中の変動額					
剰余金の配当			△395		△395
当期純利益			1,047		1,047
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)					
当期中の変動額合計	-	0	651	△1	650
平成20年3月31日 残高	3,857	3,721	10,604	△373	17,810

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成19年3月31日 残高	2,617	3	2,620	19,780
当期中の変動額				
剰余金の配当				△395
当期純利益				1,047
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△1,447	△12	△1,460	△1,460
当期中の変動額合計	△1,447	△12	△1,460	△810
平成20年3月31日 残高	1,169	△9	1,160	18,970

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称は、「事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (9) 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、亞太朝日股份有限公司の決算日は12月31日であり、連結決算日との差は3ヶ月以内であるため、当該連結子会社の事業年度における計算書類を基礎として連結を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、契約に基づく相当額を取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

材料

移動平均法による原価法

貯蔵品

後入先出法による原価法

未成工事支出金

個別法による原価法

製品・仕掛品

個別法による原価法

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産

自社利用ソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるための引当てであり、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

ロ. 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見積額を計上しております。

ハ. 完成工事補償引当金

完成工事の瑕疵担保等の費用に充てるための引当てであり、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

ニ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ホ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

ヘ. 役員退職慰労引当金

役員(執行役員を含む)の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

④ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引

ヘッジ対象

変動金利建て長期借入金の支払利息

ハ. ヘッジ方針

変動金利建て長期借入金の支払利息については、金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を利用しております。

なお、投機目的によるデリバティブ取引は、行わない方針であります。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価は省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ・消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価は全面時価評価法によっております。

(会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却の方法

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が25百万円、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が29百万円、それぞれ減少しております。

(追加情報)

当連結会計年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

これに伴い、前連結会計年度と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が0百万円、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が7百万円、それぞれ減少しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

3,137百万円

(2) 保証債務

従業員の銀行借入に対する保証

127百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	34,000千株	一千株	一千株	34,000千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成19年6月28日開催の第78回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 395百万円
- ・1株当たりの配当額 12円
- ・基準日 平成19年3月31日
- ・効力発生日 平成19年6月29日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

平成20年6月27日開催の第79回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	395百万円
・ 1株当たりの配当額	12円
・ 基準日	平成20年3月31日
・ 効力発生日	平成20年6月30日

4. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	575円67銭
(2) 1株当たり当期純利益	31円77銭

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

6. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	50,206	流動負債	42,227
現金預金	5,359	支払手形	5,090
受取手形	3,809	工事未払金	23,221
完成工事未収入金	23,967	買掛金	2,788
売掛金	3,396	短期借入金	4,004
製品	42	未払金	118
未成工事支出金	10,173	未払費用	734
仕掛品	1,056	未払法人税等	277
材料貯蔵品	126	未成工事受入金	5,076
短期貸付金	15	預り金	791
前払費用	109	工事損失引当金	46
未収入金	222	完成工事補償引当金	33
立替金	1,144	役員賞与引当金	39
繰延税金資産	696	営業外支払手形	4
その他	120	固定負債	4,823
貸倒引当金	△35	長期借入金	1,992
固定資産	15,303	退職給付引当金	2,550
有形固定資産	5,050	役員退職慰労引当金	281
建物・構築物	2,780	負債合計	47,050
機械・運搬具	95	純資産の部	
工具器具・備品	130	株主資本	17,288
土地	2,044	資本金	3,857
無形固定資産	351	資本剰余金	3,721
投資その他の資産	9,900	資本準備金	3,013
投資有価証券	8,253	その他資本剰余金	708
関係会社株式	83	利益剰余金	10,082
長期貸付金	11	利益準備金	964
破産債権、更生債権等	93	その他利益剰余金	9,118
長期前払費用	50	圧縮記帳積立金	28
長期保証金	609	別途積立金	6,255
役員従業員保険料	586	繰越利益剰余金	2,835
繰延税金資産	337	自己株式	△373
その他	5	評価・換算差額等	1,169
貸倒引当金	△130	その他有価証券評価差額金	1,169
資産合計	65,509	純資産合計	18,458
		負債純資産合計	65,509

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高 完 成 工 事 高 製 品 売 上 高	70,726 7,965	78,692
売 上 原 価 完 成 工 事 原 価 製 品 売 上 原 価	63,718 7,352	71,071
売 上 総 利 益 完 成 工 事 総 利 益 製 品 売 上 総 利 益	7,008 613	7,621
販売費及び一般管理費		5,285
営 業 利 益		2,335
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	228	
不 動 産 賃 貸 料	24	
そ の 他	40	292
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	146	
そ の 他	56	203
経 常 利 益		2,425
特 別 利 益		
固 定 資 産 処 分 益	3	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3	
補 助 金 収 入	53	60
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	117	
ゴ ル フ 会 員 権 等 評 価 損	24	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	32	174
税 引 前 当 期 純 利 益		2,310
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		939
法 人 税 等 調 整 額		461
当 期 純 利 益		910

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
					退職給与 積立金	圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
平成19年3月31日 残高	3,857	3,013	708	3,721	964	93	-	6,255	2,254	9,567
当 期 中 の 変 動 額										
退職給与積立金の取崩						△93			93	-
圧縮記帳積立金の取崩							△3		3	-
圧縮記帳積立金の積立							31		△31	-
剰 余 金 の 配 当									△395	△395
当 期 純 利 益									910	910
自己株式の取得										
自己株式の処分			0	0						
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)										
当期中の変動額合計	-	-	0	0	-	△93	28	-	580	515
平成20年3月31日 残高	3,857	3,013	708	3,721	964	-	28	6,255	2,835	10,082

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日 残高	△371	16,774	2,617	2,617	19,392
当 期 中 の 変 動 額					
退職給与積立金の取崩		-			-
圧縮記帳積立金の取崩		-			-
圧縮記帳積立金の積立		-			-
剰 余 金 の 配 当		△395			△395
当 期 純 利 益		910			910
自己株式の取得	△1	△1			△1
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)			△1,447	△1,447	△1,447
当期中の変動額合計	△1	513	△1,447	△1,447	△933
平成20年3月31日 残高	△373	17,288	1,169	1,169	18,458

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式
- ② その他有価証券
時価のあるもの

- 時価のないもの

移動平均法による原価法

決算期末前1ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、契約に基づく相当額を取り込む方法によっております。

- ③ 棚卸資産
材料
貯蔵品
未成工事支出金
製品・仕掛品

移動平均法による原価法

後入先出法による原価法

個別法による原価法

個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

- ② 無形固定資産
自社利用ソフトウェア

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

- ② 工事損失引当金

- ③ 完成工事補償引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるための引当てであり、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

受注工事の損失に備えるため、当期末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見積額を計上しております。

完成工事の瑕疵担保等の費用に充てるための引当てであり、当期の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

- ④ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額を費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しております。
- ⑥ 役員退職慰労引当金 役員（執行役員を含む）の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当期末要支給額を計上しております。
- (4) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (5) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 金利スワップ取引
ヘッジ対象 変動金利建て長期借入金の支払利息
- ③ ヘッジ方針 変動金利建て長期借入金の支払利息については、金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を利用しております。
なお、投機目的によるデリバティブ取引は、行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価は省略しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
・消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却の方法

法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

これに伴い、前期と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が25百万円、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が29百万円、それぞれ減少しております。

(追加情報)

当期から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

これに伴い、前期と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が0百万円、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が7百万円、それぞれ減少しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3,137百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	84百万円
短期金銭債務	236百万円
(3) 保証債務	
従業員の銀行借入に対する保証	127百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	3百万円
仕入高	355百万円
営業取引以外の取引高	4百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前期末の株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末の株式数
普通株式	1,042,304株	4,345株	640株	1,046,009株

- (注)1. 当期増加株式数は、単元未満株式の買取請求によるものです。
2. 当期減少株式数は、単元未満株式の買増請求によるものです。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

(繰延税金資産)

貸倒引当金	24百万円
未払賞与	533百万円
退職給付引当金	1,045百万円
役員退職慰労引当金	115百万円
ゴルフ会員権等評価損	232百万円
未払事業税等	20百万円
その他	144百万円
繰延税金資産小計	2,116百万円
評価性引当額	△230百万円
繰延税金資産合計	1,885百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	812百万円
その他	39百万円
繰延税金負債合計	852百万円
繰延税金資産の純額	1,033百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具器具・備品	58百万円	23百万円	35百万円
車両運搬具	19	14	5
合計	78	37	41

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	16百万円
1年超	25百万円
合計	42百万円

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	560円13銭
(2) 1株当たり当期純利益	27円64銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月9日

株式会社 朝日工業社
取締役会 御中

九 段 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 浅 井 万 富 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 大 網 英 道 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社朝日工業社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社朝日工業社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月9日

株式会社 朝日工業社
取締役会 御中

九 段 監 査 法 人

指 定 社 員 公認会計士 浅 井 万 富 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 大 網 英 道 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社朝日工業社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である九段監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である九段監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成20年5月14日

株式会社朝日工業社 監査役会

常任監査役(常勤)	清	水	健	輔	㊟
常任監査役(常勤)	大	竹	雅	雄	㊟
監査役	片	本	皖	也	㊟
監査役	牛	島		信	㊟

(注) 監査役大竹雅雄、片本皖也および牛島 信は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定配当を維持するとともに、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、次のとおりとさせていただきますと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき普通配当10円に特別配当2円を加え12円としたいと存じます。なお、この場合の配当総額は395,447,892円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1. 変更の理由

- (1) 当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めめるために、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することが当社にとって必要であると考えておりますが、かかる本対応方針の導入等に当たっては、株主の皆様の意思確認を行うことが望ましいと考え、本対応方針の導入を本定時株主総会へ付議することといたしました。つきましては、株主の皆様のご意思を法的に明確な形で反映させるために、株主総会の決議により本対応方針の導入、変更、継続および廃止を決定できるように、根拠規定として定款第22条を新設するものであります。

(2) 取締役会設置会社においては、会社法上、新株予約権の無償割当てに関する事項は、取締役会の決議のみをもって決定することが可能とされております（会社法第278条第3項本文）が、当社取締役会は、本対応方針の一環としての新株予約権の無償割当てを行う場合につきましては、株主の皆様のご意思の尊重の観点から、会社法第278条第3項但書に基づき、新株予約権の無償割当てを株主総会の決議または株主総会による委任に基づく取締役会の決議によることも可能とすることが望ましいと考え、根拠規定として定款第15条を新設するものであります。

なお、定款第15条第2項は、本対応方針の一環として新株予約権無償割当てが行われる場合には、新株予約権の内容として、本対応方針に定める一定の者はその新株予約権の行使または当社による取得に当たり他の新株予約権者とは異なる取扱いを受ける旨の事項を定めることがあることから、この旨をあらかじめ明らかにするものです。

(3) 変化の激しい経営環境下において、取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を確立することを目的として、取締役の任期を1年に短縮するべく、現行定款第25条（取締役の任期）を変更するものであります。

(4) その他、定款第15条および第22条の新設に伴い、必要な条数の繰下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式 (新 設)</p>	<p>第2章 株 式 <u>第15条（新株予約権無償割当てに関する事項の決定）</u> <u>(1) 当社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>第15条～第20条</u> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p><u>第16条～第21条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第22条 (決議事項)</u></p> <p>(2) <u>当会社は、第22条第2項に規定する当会社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、新株予約権者のうち一定の者はその新株予約権の行使または取得にあたり他の新株予約権者とは異なる取扱いを受けることを定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>株主総会においては、法令または本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当会社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>第25条 (任 期) 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第26条～第42条 (条文省略)</p>	<p>(2) <u>前項における「当会社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針」とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。</u> <u>また、「導入」とは、当会社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の具体的内容を決定することをいう。</u></p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条 (任 期) 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>第28条～第44条 (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
1	高須 康有 (昭和28年12月23日生)	昭和51年4月 当社入社 昭和57年12月 取締役 昭和61年2月 常務取締役 昭和61年9月 代表取締役社長 平成18年6月 代表取締役社長 社長執行役員（現任）	1,002,000株
2	石田 耕造 (昭和13年8月2日生)	昭和37年3月 当社入社 昭和61年12月 取締役 平成4年6月 常務取締役 平成7年6月 専務取締役 平成10年6月 代表取締役副社長 平成18年6月 代表取締役副社長 副社長執行役員（現任）	93,163株
3	服部 恭輔 (昭和15年6月2日生)	昭和42年4月 当社入社 平成5年6月 取締役 平成10年6月 常務取締役 総務本部長 平成12年6月 専務取締役 総務本部長 平成16年6月 代表取締役専務取締役 総務本部長 平成18年6月 代表取締役副社長 副社長執行役員総務本部長（現任）	33,322株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
4	高橋俊之 (昭和22年6月23日生)	平成10年5月 (株)第一勧業銀行 大手町支店長 平成12年6月 当社入社 営業本部顧問 平成12年6月 常務取締役 営業副本部長 平成16年6月 常務取締役 営業本部長 平成18年6月 取締役 常務執行役員社長室担当兼経営企画室長 平成19年6月 取締役 専務執行役員社長室担当兼経営企画室長(現任)	17,000株
5	松本陽一 (昭和21年1月10日生)	昭和61年5月 三菱重工業(株) 高砂研究所主務 平成4年4月 当社入社 平成10年6月 取締役 技術本部長 平成14年6月 常務取締役 技術本部長 平成18年6月 取締役 常務執行役員技術本部長 平成19年6月 取締役 常務執行役員機器事業部長(現任)	16,000株
6	中辻圏次 (昭和19年2月16日生)	昭和43年4月 当社入社 平成9年4月 北海道支店長 平成12年6月 取締役 北海道支店長 平成14年6月 取締役 本店副本店長 平成18年6月 取締役 上席執行役員営業本部長 平成19年6月 取締役 常務執行役員営業本部長(現任)	14,000株
7	山本忠男 (昭和21年5月23日生)	昭和40年4月 当社入社 平成6年4月 名古屋支店副支店長 平成14年6月 取締役 名古屋支店長 平成18年6月 上席執行役員名古屋支店長 平成19年6月 取締役 常務執行役員技術本部長(現任)	15,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
8	海野 清 (昭和20年3月10日生)	昭和43年4月 当社入社 平成14年6月 総務本部財務部長兼本社業務管理室長 平成16年6月 取締役 総務副本部長兼総務本部財務部長 平成18年6月 取締役 上席執行役員総務副本部長兼総務本部財務部長 平成19年6月 取締役 常務執行役員総務副本部長兼総務本部財務部長 (現任)	9,000株
9	澤田 章夫 (昭和23年5月6日生)	昭和42年4月 当社入社 平成11年1月 大阪支社工事統括部長 平成14年6月 本店工事統括部長 平成16年6月 取締役 本店副本店長 平成17年4月 取締役 施工本部長 平成18年6月 取締役 上席執行役員施工本部長 平成19年6月 取締役 上席執行役員首都圏本部長兼本店長 平成20年4月 取締役 上席執行役員本店長 (現任)	11,000株
10	高野 民治 (昭和20年12月7日生)	昭和60年2月 当社入社 平成11年11月 本店営業統括部長 平成16年6月 取締役 営業副本部長兼営業本部営業統括部担当 平成18年6月 取締役 上席執行役員営業副本部長兼営業本部営業統括部担当 平成20年5月 取締役 上席執行役員営業副本部長兼営業本部営業統括部長 (現任)	12,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式の数
11	井上幸彦 (昭和12年11月4日生)	平成元年6月 千葉県警察本部長 平成6年9月 警視總監 平成14年6月 東京ガス(株) 取締役 平成15年9月 (財)日本盲導犬協会 理事長 (現任) 平成18年6月 当社取締役(現任) [他の法人等の代表状況] (財)日本盲導犬協会 理事長	0株
12	渡邊啓司 (昭和18年1月21日生)	昭和62年7月 青山監査法人 代表社員 平成7年8月 監査法人トーマツ入所 平成8年4月 同 代表社員(現任) 平成12年6月 いちよし証券(株) 社外取締役 (現任) [他の法人等の代表状況] 監査法人トーマツ 代表社員	0株

- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 井上幸彦、渡邊啓司の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 井上幸彦、渡邊啓司の両氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- ・井上幸彦氏につきましては、人格、識見ともに優れ、警視總監等の要職を歴任された経験を活かし、客観的な立場から当社の経営を監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ・渡邊啓司氏につきましては、人格、識見ともに優れ、公認会計士として培われた知識と経験を活かし、客観的な立場から当社の経営を監督していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 井上幸彦氏は、本総会終結の時をもって当社社外取締役としての在任期間が2年となります。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、井上幸彦氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する最低責任限度額に限定する契約を締結しており、本議案が原案どおり承認された場合には、井上幸彦、渡邊啓司の両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 渡邊啓司氏は、平成20年6月25日をもって監査法人トーマツを退職する予定であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される柴本芳郎氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
柴 本 芳 郎	平成18年6月 社外取締役（現任）

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役10名および常勤監査役2名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額39,500,000円（取締役分34,000,000円、監査役分5,500,000円）を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役および各監査役に対する金額につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

第6号議案 当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入、および、当該対応方針の対抗措置である新株予約権の無償割当てに関する権限を取締役に委任する件

当社は、平成20年5月15日開催の取締役会において、下記Ⅰ.に記載のとおり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を決議いたしました。本議案は、第2号議案（定款一部変更の件）が承認可決されることを条件として、変更後の定款第22条第1項の定めに基づき、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益が毀損されることを防止するための取組みの一つとして、下記Ⅱ.に記載の当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入すること、および、変更後の定款第15条第1項の定めに基づき、下記Ⅱ. 2. (3)に定める本対応方針の対抗措置としての新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を取締役に委任することについて、株主の皆様のご承認をお願いするものです。

記

Ⅰ. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者であることが必要であると当社は考えています。上場会社である当社の株券等については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大規模買付行為があった場合、当社の株券等を売却するかどうかの判断も、最終的には当社の株券等を保有する株主の皆様様の判断に委ねられるべきものであると考えます。また、当社は、当社の株券等の大規模買付行為がなされる場合であっても、これが当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付行為を強行する動きが顕在化しておりま

す。そして、かかる株券等の大規模買付行為の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買取者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買取者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社が今後も企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し向上させるためには、長年培ってきた顧客や協力会社との信頼関係の維持、技術力・施工力の研鑽による競争力の向上、空気調和衛生設備の派生技術の応用による新事業分野の開拓、財務内容、収益力、社員待遇など総合的な企業体質の向上などの中長期的な視点に立った事業展開が必要不可欠であり、これらが当社の株券等の大規模買付行為を行う者により確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買取者が大規模買付行為を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な情報を適切に把握した上で、当該大規模買付行為が会社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がありますが、かかる情報が明らかにされないまま大規模買付行為が強行される場合には当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益は毀損される可能性があります。

当社としては、このような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えます。

II. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応方針導入の目的

本対応方針は、以下のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記 I. に記載した基本方針に沿って導入されるものです。当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するためには、当社の株券等に対する大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断いたしました。

2. 本対応方針の内容

本対応方針の内容は以下のとおりですが、本対応方針に関する手続の流れにつきましては、別紙 1 「本対応方針の概要（大規模買付行為が開始された場合のフローチャート）」にその概要をフローチャートの形でまとめていますので、併せてご参照ください。

(1) 本対応方針の概要

① 本対応方針に係る手続

本対応方針は、当社の株券等の大規模買付行為（下記(2)において定義されます。）を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が現れた場合に、当該大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社が、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行うための手続を定めるものです（下記(2)「本対応方針に係る手続」をご参照ください。）。なお、大規模買付者には、本対応方針に係る手続を遵守していただくこととし、大規模買付者は、本対応方針に係る手続の開始後、(i)独立委員会による新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告等により独立委員会検討期間が終了するまでの間、および(ii)独立委員会検討期間終了後であっても、対抗措置の発動の可否を問うための株主総会が招集された場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実行してはならないものとしております。

② 新株予約権の無償割当てによる対抗措置の発動

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う場合、または、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうおそれがある場合等（その詳細については別紙2「当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型」をご参照ください。）には、当社は、当該大規模買付者その他一定の者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該一定の者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は別紙3「本新株予約権の概要」にて詳述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てます。

③ 取締役の恣意的判断を排するための独立委員会、株主総会の利用

本対応方針においては、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性および公正性を担保することを目的として、独立委員会規程（その概要については別紙4「独立委員会規程の概要」をご参照ください。）に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしています。また、これに加えて、独立委員会が株主総会の招集を勧告した場合には株主総会を招集の上、同株主総会に対抗措置の発動に関する議案を付議することにより株主の皆様様の意思を確認することとしています（その主な内容は下記(2)⑤「独立委員会の勧告等」にて詳述します。）。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様様に適時情報を開示することによりその透明性を確保することとしています。

なお、本対応方針の導入当初の独立委員会は、独立性の高い社外取締役および社外の有識者により構成される予定です。その委員の氏名および略歴は別紙5「独立委員会委員の略歴」とおおりです（導入後の独立委員会の委員の選任基準、決議要件および決議事項については別紙4をご参照ください。）。

④ 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

仮に、本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者その他一定の者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該大規模買付者その他一定の者の有する当社株式の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本対応方針に係る手続

① 対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の(a)もしくは(b)に該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。以下「大規模買付行為」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- (a) 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）の合計が20%以上となる買付け
- (b) 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従う旨の誓約等を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」を当社の定める書式で提出していただきます。

「大規模買付意向表明書」には、具体的には、以下の事項を記載していただきます。

(a) 大規模買付者の概要

- ・氏名または名称および住所または所在地
- ・代表者の氏名
- ・会社等の目的および事業の内容
- ・大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要
- ・国内連絡先
- ・設立準拠法

- (b) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、および、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(c) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注8）を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

(d) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、「大規模買付意向表明書」の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

③ 「大規模買付情報」の提供

上記②に記載の「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および独立委員会の評価・検討等のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、「大規模買付意向表明書」を提出していただいた日から10営業日（注9）（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「大規模買付情報リスト」を上記②(a)に記載の国内連絡先宛に発送し、かつ、株主の皆様の開示いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社取締役会に提供していただきます。

当社取締役会は、上記の大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。

また、独立委員会は、当該大規模買付情報の記載内容が当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および独立委員会の評価・検討等のために不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会等を通じて大規模買付情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、大規模買付者においては、当該期限までに、大規模買付情報を追加的に提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容および態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとします。

- (a) 大規模買付者およびそのグループの詳細（その名称、沿革、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員および社員その他構成員の氏名、職歴および所有株式の数その他の会社等の状況、直近2事業年度の財政状態および経営成績その他の経理の状況、ならびに、大規模買付者のグループの関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、およびこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。）の概略を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的（大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）、方法および内容（大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。）
- (c) 買付対価の種類および金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類および交換比率、有価証券等および金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率および金銭の額を記載していただきます。）、ならびに当該金額の算定の基礎および経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）
- (d) 大規模買付行為に要する資金の調達状況、および当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- (e) 大規模買付者グループによる当社の株券等の過去の全ての取得時期および当該時期毎の取得数・取得価額、ならびに当社の株券等の過去の全ての売却時期および当該時期毎の売却数・売却価額
- (f) 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

- (g) 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- (h) 支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社および当社グループの支配権取得または経営参加の方法、ならびに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画および議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含まれます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無およびその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分もしくは譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定もしくは解職、役員の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社および当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容および必要性
- (i) 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性
- (j) 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- (k) 大規模買付行為の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由およびその内容
- (l) 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨および理由
- (m) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要
- (n) 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容

また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、その旨を大規模買付者に通知するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④ 大規模買付行為の内容の検討、当社取締役会による情報・資料等の提供および大規模買付者との交渉・協議

(a) 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、大規模買付者から大規模買付意向表明書および大規模買付情報（独立委員会が追加提出を求めたものを含む（もしあれば）。）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間（原則として60日間を上限とします。）内に大規模買付者の大規模買付行為の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとしません。以下同じとします。）、その根拠資料、および代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するように要求することがあります。

(b) 独立委員会による検討等

大規模買付者および（当社取締役会に対して上記(a)に記載の情報・資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が十分になされたらと独立委員会が認めた場合、独立委員会は、原則として、最長60日間の検討期間（ただし、下記⑤(d)に記載するところに従い、独立委員会はその決議により当該期間を延長・再延長することができるものとします。以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において大規模買付者および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討および大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善させるために、自らまたは当社取締役会等を通じて当該大規模買付者と協議・交渉を行うものとします。

大規模買付者は、独立委員会が、独立委員会検討期間において、自らまたは当社取締役会等を通じて、資料・情報等の提供、または協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、大規模買付者は、独立委員会検討期間が終了するまでは、大規模買付行為を実行することはできないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

(c) 情報開示

当社は、大規模買付者から大規模買付意向表明書が提出された場合、または独立委員会検討期間が設定された場合には、速やかにその旨の情報開示を行います。また、当社は、大規模買付情報その他の情報・資料等のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

⑤ 独立委員会の勧告等

独立委員会は、大規模買付者が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告または決議を行うものとし、独立委員会が下記(a)乃至(c)に定める勧告をした場合には、独立委員会検討期間は終了します。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記(a)乃至(d)に定める勧告または決議をした場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記(d)に従い独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合にはその旨および延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

(a) 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いもしくは行おうとする場合、または当該大規模買付行為が別紙2に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、当社取締役会に対して、本対応方針に基づく対抗措置を発動することを勧告（ただし、独立委員会は、必要と認めた場合には対抗措置の発動時期等について条件等を付して勧告することができます。）とします。

ただし、独立委員会は、一旦対抗措置の発動を勧告した後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、対抗措置の発動の中止を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

- (i) 当該勧告後大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為が存しなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が別紙2に掲げる類型のいずれにも該当しないこととなった場合

その際、当社取締役会は、大規模買付意向表明書および本大規模買付情報に関する当社取締役会の意見および独立委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(b) 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付者の大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者との協議・交渉の結果、大規模買付者による大規模買付行為が別紙2に掲げる類型のいずれにも該当しないと判断した場合または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記④(a)に規定する意見もしくは独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提供しなかった場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦対抗措置の不発動の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が別紙2に掲げる類型のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、対抗措置の発動を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(c) 独立委員会が株主総会の招集を勧告する場合

独立委員会は、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われることその他合理的な理由により実務上対抗措置の発動について株主総会に付議することが相当であると判断した場合には、株主総会の招集、対抗措置の発動に関する議案の付議を当社取締役会に勧告することができるものとします。

(d) 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までには、対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、その決議により、当該大規模買付者の大規模買付行為および当社取締役会への代替案の内容の検討、当該大規模買付者との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を最大30日間延長することができるものとします（なお、当該期間延長後、特段の事情がある場合には更なる期間の延長を行うことができるものとし、その場合においても同様の手続によるものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、延長の理由と期間について、当社取締役会を通じて情報開示し、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に対抗措置の発動または不発動の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会から上記⑤に基づく対抗措置の発動もしくは不発動（対抗措置の発動の中止を含みます。）または株主総会の招集に関する勧告を受けた場合にはこれを最大限尊重して、対抗措置の発動もしくは不発動または株主総会の招集等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(3) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、本議案による株主総会の決議による委任に基づく当社取締役会の決議に基づき、概要を別紙3に記載する本新株予約権の無償割当てを行います。ただし、当社取締役会は、上記(2)⑥のとおり、本新株予約権の無償割当てを株主総会に付議することがあります。この場合、株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する決議がなされた場合には、当社取締役会は、株主総会の決議内容に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します。大規模買付者は、上記の株主総会が開催される場合には、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を実行してはならないものとします。

また、当社取締役会は、株主総会を招集する旨の決議、または本新株予約権の無償割当てに関する株主総会の決議が行われた場合には、当該決議の概要その他の当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

(4) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、平成23年6月に開催予定の当社第82回定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii)当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。

また、当社取締役会は、本対応方針の有効期間中であっても、本議案による定時株主総会における決議の趣旨に反しない場合（本対応方針に関する法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、または当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の勧告に従って、本対応方針を変更する場合があります。

当社は、本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および証券取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項および用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項および用語を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとします。

- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じです。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味しません。以下同じです。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下(b)において同じです。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下同じです。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味しません。以下同じです。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じです。
- (注8) 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下同じです。
- (注9) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

(ご参考)

1. 本対応方針の合理性および公正性について

(1) 株主意思を重視するものであること

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入を決議いたしました。本対応方針の導入等に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本対応方針に係る定款変更議案および本対応方針の導入に関する議案が承認されることを条件として効力が生ずるものとします。

また、(i)当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または(ii)当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されることになり、その意味で、本対応方針の導入および廃止は株主の皆様の意思に基づくものとなっております。

さらに、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てに関する議案を定款変更後の当社定款第15条第1項に基づき、当社株主総会に付議することがあり、これにより株主の皆様のご意思を直接確認することができることとしております。

(2) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

(3) 当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されること

本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めめるために、導入されるものです。

(4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5) 独立委員会の設置

当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、および、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の判断の合理性および公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して当社取締役会が判断を行うことにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) 当社取締役の任期は1年であること

当社取締役の任期は、現在、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされておりませんが、当社は、本定時株主総会において、当社取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに変更する内容の定款変更議案をお諮りする予定であり、当該議案が承認され定款変更の効力が発生した場合、当社取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。これにより、毎年の取締役の選任を通じて、本対応方針に対する株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(7) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会が選任する取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差選任制を採用していないため、改選期の定時株主総会における取締役選任議案によって取締役会の構成員を一度に交代することができ、さらに、本定時株主総会において、当社取締役の任期を選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までに短縮する定款変更議案が承認された場合には、毎年、定時株主総会で取締役の選任議案が諮られます。そのため、本対応方針は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代により対抗措置の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

2. 株主の皆様にご与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、当社取締役会または株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個を、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主および投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、株主および投資家の皆様が保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会または株主総会が本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情がある場合には、当社は独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間

の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、新株予約権の無償割当ての対象となる株主が確定した後に、当社の株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性のある点にご留意ください。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、本新株予約権の無償割当てに係る基準日以降、本新株予約権について行使または取得の結果株主の皆様が株式が交付される場合には、株主の皆様が株券が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

3. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(1) 名義書換

当社取締役会または株主総会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社は基準日を定め、これを公告します。基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主の皆様におかれましては、公告された基準日までに名義書換の手続を行っていただく必要があります（なお、証券保管振替機構への預託を行っている株券につきましては、名義書換の手続は不要です。）。

(2) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申

込み等の手続は不要です。

- (3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主の皆様が必要となる手続

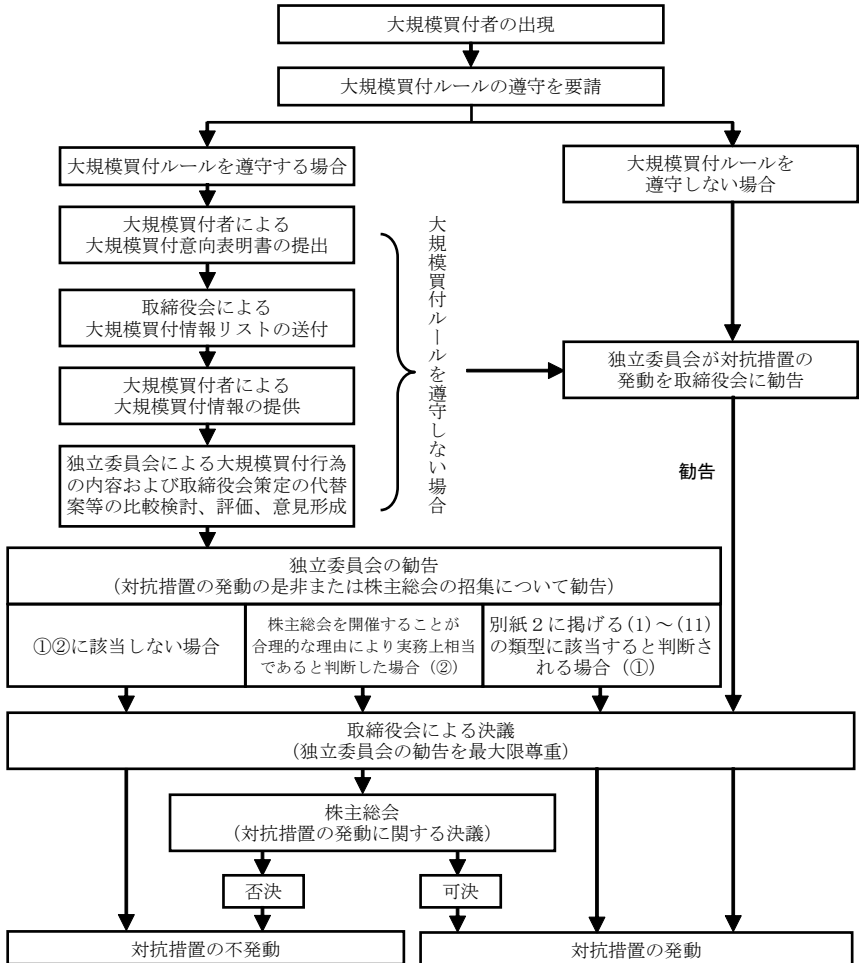
当社が取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合には、当社は、会社法に定められた手続（会社法第273条、第274条）に従って取締役会または株主総会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権の取得を行います。また、非適格者以外の株主の皆様の本新株予約権の行使可能期間の到来を待って本新株予約権を行使していただく場合には、当社は、会社法に定められた手続（会社法第279条第2項）に従い、当該行使可能期間の初日の到来前に、新株予約権者の皆様に対して、割当ての通知を行いますので、株主の皆様におかれましては、行使可能期間内に本新株予約権を行使していただきますようお願い申し上げます（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）。

なお、いずれの手続を行う場合であっても、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および証券取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社からなされる情報開示にご留意ください。

以 上

(別紙 1)

本対応方針の概要（大規模買付行為が開始された場合のフローチャート）



本チャートは、あくまで本対応方針の内容に対する理解に資することのみを目的に参考資料として作成されています。

以 上

(別紙 2)

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (6) 当社に、当該大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (7) 当社株主に対して、本必要情報その他大規模買付行為等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合

- (8) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期および方法を含みます。））、違法性の有無、実現可能性等を含みます。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合
- (9) 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針または事業計画の内容が不十分または不適當であるため、地域社会に根ざした当社と当社顧客との信頼関係もしくは当社と当社取引先との継続的な協業関係に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- (10) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係または当社のブランド価値を破壊し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反する重大なおそれをもたらすと判断される場合
- (11) 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針または事業計画の内容が不十分または不適當であるため、設備工事事業の安全性もしくは公共性または機器製造販売事業の利用者の利益の確保に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合

以 上

(別紙 3)

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済みの普通株式の総数（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）に相当する数と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（ただし、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は1株とします。ただし、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注10）、②特定大量保有者の共同保有者（注11）、③特定大量買付者（注12）、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者（注13）（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引換えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。その他当社が本新株予約権を取得できる場合およびその条件等については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が発動した対抗措置の中止もしくは撤回を決議した場合または本新株予約権無償割当て決議において別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとします。

11. その他

以上のほか、本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (注10) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- (注11) 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。
- (注12) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- (注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

以 上

(別紙4)

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、本対応方針の運用ないし対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、その判断の合理性および公正性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。
2. 独立委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(i) 社外取締役、(ii) 社外監査役または(iii) 社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、各独立委員との間で、善管注意義務および秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員の任期は、選任の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日または別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役または各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について評価・検討した上で決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非（これらの事項についての株主総会への付議の是非等の判断を含む。）
 - (2) 本対応方針に係る対抗措置の中止または撤回
 - (3) 本対応方針の廃止および変更

(4) その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に対して
諮問する事項

各独立委員は、独立委員会における審議および決議においては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が必要とする事項に関する説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

(別紙5)

独立委員会委員の略歴

井上 幸彦 (いのうえ ゆきひこ)

昭和12年生

平成元年6月 千葉県警察本部長

平成6年9月 警視總監

平成14年6月 東京ガス(株) 取締役

平成15年9月 (財)日本盲導犬協会 理事長 (現任)

平成18年6月 当社社外取締役 (現任)

渡邊 啓司 (わたなべ けいじ)

昭和18年生

昭和62年7月 青山監査法人 代表社員

平成7年8月 監査法人トーマツ入所

平成8年4月 同 代表社員 (現任)

平成12年6月 いちよし証券(株) 社外取締役 (現任)

平成20年6月 監査法人トーマツ 退職予定

平成20年6月 当社社外取締役 就任予定

尾崎 行正 (おざき ゆきまさ)

昭和34年生

平成元年4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)

平成元年4月 尾崎法律事務所入所

平成3年7月 米国ウィスコンシン大学ロースクール留学

平成5年1月 米国ミルウォーキー市およびニューヨーク州の法律事務所にて勤務

平成5年8月 帰国 原田・尾崎・服部法律事務所パートナー

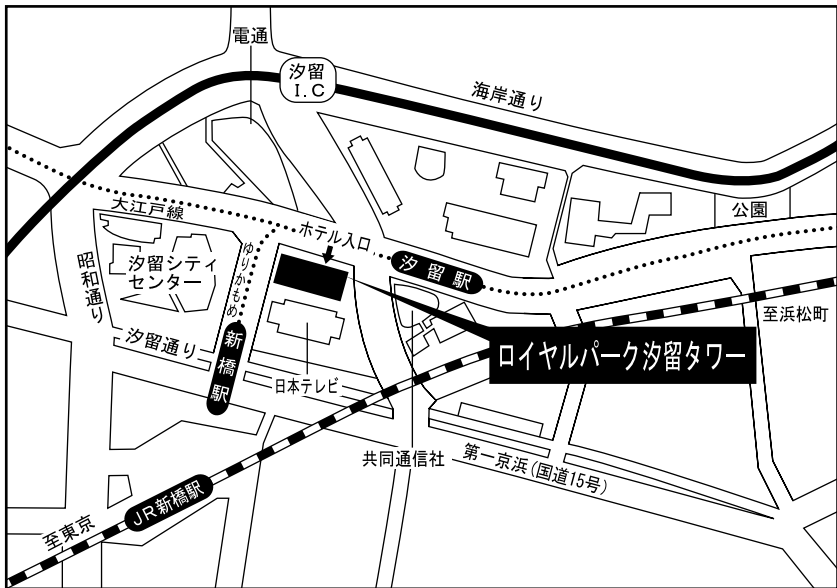
平成18年12月 尾崎法律事務所 代表 (現任)

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区東新橋一丁目6番3号
ロイヤルパーク汐留タワー 25階宴会場
電話 03 (6253) 1111 (代表)

交通機関 JR……………新橋駅汐留口より徒歩3分
東京メトロ銀座線・都営地下鉄浅草線…新橋駅より徒歩3分
都営地下鉄大江戸線・ゆりかもめ…………汐留駅より徒歩1分



〈お願い〉 当日は、会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。